

肥料・燃料コスト低減緊急支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、肥料・燃料コスト低減緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 知事は、肥料及び燃料の高騰による生産コストの増加に対応するため、肥料及び燃料コストの低減を図る取組みに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金の種類・要件及び額)

第3条 補助金の種類・要件及び金額は、別表のとおりとする。

(交付申請書の様式等)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書及びこれに添付する書類の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書は、農林水産部長が別に定める期日までに提出するものとする。

(交付条件)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本事業の内容又は本事業に要する経費の配分を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りではない。
- (2) 本事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 本事業が予定の期間内に完了しない場合又は本事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) その他本事業の遂行につき必要と認められる事項。

(軽微な変更)

第6条 前条第1号ただし書きの規定による軽微な変更とは、事業費の20パーセント以下の変更をすることとする。

(実績報告書の様式)

第7条 規則第12条に規定する実績報告書及びこれに添付する書類の様式は、様式第2号のとおりとし、農林水産部長が別に定める期日までに提出するものとする。

(本事業の変更、中止又は廃止の承認申請書の様式等)

第8条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定を受けた地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2に規定される地域段階の協議会）が、第5条第1号及び第2号の規定により本事業の変更又は中止若しくは廃止について知事の承認を受けようとする場合には、様式第3号による申請書を知事に提出しなければならない。

附則

この要綱は、令和8年度分の補助金から適用する。

別表 肥料・燃料コスト低減緊急支援事業費補助金の種類、要件

種類	内容及び補助額	要件	交付先
(1) 肥料・燃料 コスト低 減緊急支 援事業	(内容) 肥料及び燃料コストの 低減に向けた取組みを支 援 (補助額) @500 円以内/10a	・「化学肥料・燃料低減ブラッシュアップ計画書」を作成し令和9年度までに生産コストの低減に取り組むこと ・令和8年度において、販売実績のある農業者であること ・交付対象面積は、令和8年度に収穫・販売する作物の作付面積（基幹作）であること ・令和9年度も農業生産活動を継続する意思があること	農業者
(2) 推進事務	(内容) (1)の事業の実施に必要な事務 ① 本事業の実施に必要な推進活動(周知チラシの作成・配布等) ② 交付対象面積等の確認事務 ③ 補助金の交付事務 ④ その他本事業の円滑な実施に必要な活動 (補助額) 定額	・交付先の地域農業再生協議会に属する農業者が肥料・燃料コスト低減緊急支援事業を実施すること	地域農業再生協議会

○補助金の交付について

- ・地域農業再生協議会を通じて交付する。

○補助額の単価調整等について

- ・地域農業再生協議会から提出された最終の所要額見込みを取りまとめた結果、補助事業に係る費用の合計が予算額を上回った場合は、知事が別に定める方法により、単価を調整するものとする。
- ・当該農業者ごとに補助額は、100 円未満の端数を切り捨てるものとする。

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

富山県知事 殿

住 所 :
協議会名 :
会 長 :

令和 年度肥料・燃料コスト低減緊急支援事業費補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり肥料・燃料コスト低減緊急支援事業を実施したいので、
富山県補助金等交付規則第 3 条の規定により補助金 円を交付されたく関係書類を添
えて申請します。

記

別紙のとおり

(別紙)

1 事業の目的

2 事業の内容

事業種目	対象 農業者数	交付対 象面積 (a)	補助金 単価 (円/10a)	補助金額 (円)	備考
肥料・燃料コスト 低減緊急支援事業					
推進事務費	—	—	—		
合 計	—		—		

※販売農家ごとの明細書を添付すること

3 経費の配分及び負担区分

(円)

区 分	総事業費	補助事業に要す る(要した)経費	負 担 区 分	
			県	その他
肥料・燃料コスト 低減緊急支援事業				
推進事務費				
合 計				

4 事業完了(予定)年月日

年 月 日

5 収支予算（収支精算）

（１）収入の部

（円）

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	備考
県		
その他		
合 計		

（２）支出の部

（円）

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	備考
肥料・燃料コスト 低減緊急支援事業		
推進事務費		
合 計		

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

富山県知事 殿

住 所 :
協議会名 :
会 長 :

令和 年度肥料・燃料コスト低減緊急支援事業費補助金実績報告書

令和 年度肥料・燃料コスト低減緊急支援事業について、下記のとおり実施したので、富山県補助金等交付規則第 12 条の規定により、その実績を報告します。

(注) 添付書類は様式第 1 号の記以下に準ずる。

(様式第 3 号)

番 号
年 月 日

富山県知事 殿

住 所 :
協議会名 :
会 長 :

令和 年度肥料・燃料コスト低減緊急支援事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった令和 年度肥料・燃料コスト低減緊急支援事業について、別紙理由書記載の事由により、下記のとおり補助金
円を 円に変更したいので肥料・燃料コスト低減緊急支援事業費補助金交付要綱第 8
条に基づき申請します。

記

当 初 交 付 決 定 額	円
今 回 変 更 交 付 申 請 額	円
追 加 (減 額) 交 付 申 請 額	円

(注)

様式第 1 号の記以下に準じて、交付決定通知がなされた事業の内容及び経費の配分が対照
できるように両者を 2 段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載したものを添付する。

(参考様式第1号)

〇〇地域農業再生協議会長 殿

化学肥料・燃料低減ブラッシュアップ計画書

令和 年 月 日

住所:

氏名(法人・組織名):

- 令和8年度の作付面積(交付対象面積)、令和8年度の販売実績の有無、令和9年度も農業生産活動を継続する意思(チェック☑)について記入してください。
- 令和9年度までに実施する肥料と燃料に関する取組について、それぞれ1つ以上選択(チェック☑)してください。
- 添付書類として、令和8年度の作付実績、令和8年度の販売実績が確認できるもの(営農計画書、出荷伝票 等)を添付してください。

令和8年度作付面積 (交付対象面積)	令和8年度 販売実績の有無	令和9年度も農業生産活動を 継続する意思
ha	有 ・ 無	☐

肥料に関する取組 ※以下から1つ以上選択してください		燃料に関する取組 ※以下から1つ以上選択してください	
土壌診断による施肥設計	☐	作物の団地化	☐
生育診断による施肥設計	☐	品種の団地化	☐
食味分析による施肥設計	☐	機械のメンテナンス	☐
堆肥の施用による化学肥料の削減	☐	低燃費機械の導入、更新	☐
緑肥の導入	☐	機械・施設の共同利用	☐
富富富の作付け	☐	その他 ()	☐
肥料の効率利用農機の利用 (可変施肥機や局所施肥機等)	☐		
その他 ()	☐		

(参考様式第 2 号)

番 号
年 月 日

殿

住所：
団体名：〇〇地域農業再生協議会
代表者：会長

令和 年度肥料・燃料コスト低減緊急支援事業に係る補助金額の決定について

令和 年度肥料・燃料コスト低減緊急支援事業に係る補助金について、下記のとおり補助金額を決定したので、通知する。

記

交付対象面積 (a)	補助金単価 (円／10a)	補助金額 ※ (円)

(※100 円未満の金額は切捨て)